

千葉県ニューファーマー育成研修奨励金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県ニューファーマー育成研修を受講する研修生（以下「研修生」という。）に対する、千葉県ニューファーマー育成研修実施規程（以下「規程」という。）第13条に基づく研修奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金交付要件)

第2条 奨励金は、次の各号すべての要件に該当する研修生に対し交付する。
(1) アドバンスコース期間中、もしくは育成コースの農家研修期間中であること。
(2) 千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領に規定する就農準備資金の給付を受けておらず、受ける予定もないこと。

(奨励金の額)

第3条 受講するコースの期間中における各月の初日から末日までの研修受講日数が20日未満の場合、当該月の奨励金の額は2,000円に研修受講日数を乗じた額とする。
2 受講するコースの期間中における各月の初日から末日までの研修受講日数が20日以上の場合、前項の規定によらず、当該月の奨励金の額を50,000円とする。

(交付の申請)

第4条 奨励金の交付を申請しようとする者は、千葉県ニューファーマー育成研修奨励金交付申請書（様式第1号）を市長に提出すること。
2 前項の交付申請は、1月から3月までの3か月分を原則3月の研修最終日に、4月から12月までの9か月分を原則12月の研修最終日に行わなければならない。
3 奨励金の申請額は前条の規定により算出する。
4 奨励金は、原則として研修受講年の5月末日までに同1月から3月までの3か月分を、翌年2月末日までに前年4月から12月までの9か月分を交付する。

(交付決定通知)

第5条 前条の申請に対する交付決定通知は、千葉県ニューファーマー育成研修奨励金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(交付の請求)

第6条 研修生が奨励金の交付の請求をしようとするときは、奨励金交付対象期間の末日から起算して30日以内に千葉県ニューファーマー育成研修奨励金交付請求書（様式第3号）、千葉県ニューファーマー育成研修奨励金実績報告書（様式第4号）及び研修日誌を市長に提出すること。

(交付決定の取消)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定を取り消す。

- (1) 奨励金の交付決定後に虚偽又は不正な申請により奨励金の交付を請求している、又は交付を受けていることが発覚した場合
 - (2) 第2条の要件を満たしていないことが発覚した場合
 - (3) 交付対象となる研修受講日数が年間150日に達していない場合
- 2 前項の規定による通知は千葉市ニューファーマー育成研修奨励金交付決定取消通知書（様式第5号）によるものとする。

（奨励金の返還命令）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金を返還するよう命令する。

- (1) 前条の規定により交付決定が取り消しとなった場合
 - (2) 研修生が研修を辞退した場合
 - (3) 研修修了月の翌月1日から起算して1年以内に市内の農地において経営を開始しなかった場合
- 2 前項第3号に該当する研修生が「農業経営開始遅延許可申請書」（規程様式第9号）を提出し、市長が遅延を許可した場合は、遅延期間の間、返還命令を猶予することができる。
- 3 前項による返還命令は、千葉市ニューファーマー育成研修奨励金返還命令書（様式第6号）によるものとする。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の返還を免除することができる。
- (1) 災害その他、研修生の責めに帰することができない理由により、研修の受講及び期間内での就農ができなくなったとき。
 - (2) その他、市長が特に認めたとき。

（その他）

第9条 本奨励金は、予算額の範囲内に限り、申請者からの申請及び請求について、市長が第2条に規定する要件を満たすと確認した時点で成立し、市長が交付する負担付贈与契約である。

附 則

この要領は、令和5年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月3日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。ただし、この要領は施行日以降に研修生となった者から施行する。
- 2 この要領の施行日以前の申請者については、従前の例によるものとする。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所

氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉市ニューファーマー育成研修奨励金交付申請書

千葉市ニューファーマー育成研修奨励金の交付を受けたいので、千葉市ニューファーマー育成研修奨励金交付要領第 4 条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 研修年度・コース名 _____

2 奨励金の交付対象期間 _____年 月～ _____年 月

3 交付申請額 研修奨励金 _____円

交付申請額の内訳 (_____年 月～ _____月)

月分	円 (日間)	月分	円 (日間)
月分	円 (日間)	月分	円 (日間)
月分	円 (日間)	月分	円 (日間)
月分	円 (日間)	月分	円 (日間)
月分	円 (日間)		

計 _____か月分 _____円

千葉県指令経農経第 号
年 月 日

様

千葉県ニューファーマー育成研修奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、千葉県ニューファーマー育成研修奨励金について、次のとおり交付決定したので、千葉県ニューファーマー育成研修奨励金交付要領第5条の規定により通知します。

千葉市長

印

奨励金交付 決 定 額	円			
交 付 対 象 研 修 年 度 ・コース名				
奨励金交付 予 定 時 期	年 月			
交 付 条 件	<p>1 交付の請求に際しては、要領第3条の規定に基づき、額の算定を行うこと。</p> <p>2 千葉県ニューファーマー育成研修実施規程及び千葉県ニューファーマー育成研修奨励金交付要領を遵守すること。</p>			
備 考	<p>交付決定額の内訳 (年 月～ 年 月分)</p> <p>月分 円 月分 円</p> <p>月分 円 月分 円</p> <p>月分 円 月分 円</p> <p>月分 円 月分 円</p> <p>月分 円</p> <p style="text-align: right;">計 か月分 円</p>			

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所

氏名 _____ (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉市ニューファーマー育成研修奨励金交付請求書

千葉市ニューファーマー育成研修実施規程第11条の規定に基づき、千葉市ニューファーマー育成研修奨励金交付要領第6条に示す書類を添付して下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____ 円

請求額の内訳 (年 月～ 月)

月分	円 (日間)	月分	円 (日間)
月分	円 (日間)	月分	円 (日間)
月分	円 (日間)	月分	円 (日間)
月分	円 (日間)	月分	円 (日間)
月分	円 (日間)			

計 か月分 円

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所

氏名 _____ (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉市ニューファーマー育成研修奨励金実績報告書

年 月 日付け千葉市指令経農経第 号で交付決定通知があった 年度千葉市ニューファーマー育成研修の 年度分の研修実績を千葉市ニューファーマー育成研修奨励金交付要領第6条の規定により提出します。

記

- 1 交付対象期間 年 月 日～ 年 月 日 か月間
- 2 各月の研修日数
月 日間 月 日間
月 日間 月 日間
月 日間 月 日間
月 日間
- 3 添付書類 研修日誌

様式第 5 号

千葉市達経農経第 号
年 月 日

様

千葉市ニューファーマー育成研修奨励金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令経農経第 号千葉市ニューファーマー育成研修奨励金交付決定通知書により通知した千葉市ニューファーマー育成研修奨励金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市ニューファーマー育成研修奨励金交付要領第 7 条の規定により通知します。

千葉市長 印

奨励金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	
取 消 額 の 内 訳	

様式第6号

千葉県達経農経第 号
年 月 日

様

千葉県ニューファーマー育成研修奨励金返還命令書

千葉県ニューファーマー育成研修奨励金交付要領第8条の規定により、次のとおり返還を命令します。

千葉市長 印

奨励金交付決定額	円
奨励金の既交付額	円
返還すべき金額	円
返還金額の内訳	
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返還方法	